

令和8年度 大阪駅前における人中心の公共空間形成にかかる検討調査業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和8年度 大阪駅前における人中心の公共空間形成にかかる検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

大阪駅前ダイヤモンド地区は、昭和中期に実施された市街地改造事業により地区内に幅員 20～40m の高規格道路が整備され、その道路によって大街区化された区画への高度利用が促進されるとともに、地下駐車場ネットワークの形成など自動車アクセス交通の先進的な制御が図られた、大阪を代表する高いポテンシャルを有する地区である。

近年、人中心の空間形成の重要性が増しており、本市においても、御堂筋やなんば駅周辺をはじめとした都心部において、側道閉鎖や歩行者空間化など、道路空間の再構築・利活用による「居心地よく歩きたくなるまちなか」の形成が進められている。

また、令和7年度に策定された大阪府市の新たな成長戦略「Beyond EXPO 2025」における具体的取組として、御堂筋をはじめとした公共空間形成による新たな都市魅力の創出が掲げられており、公共空間形成の取組みをさらに発展させる必要がある。

人中心の公共空間の創出を持続的に発展し広げるには、行政だけでなく市民・地権者等の発意や創意工夫を活かした官民連携による取組みが不可欠である。一方で、公共空間再編にあたっては、実施主体や費用負担に加え、周辺地権者および管理者協議などの調整事項が多く存在する。

そこで、本調査では、公共空間形成の整備形態及び将来の交通流動への影響、公共空間形成後の利活用の方針、維持管理スキーム等を過年度の検討を踏まえ、整理するとともに、社会実験の実施に係る計画案を作成することにより、大阪駅前ダイヤモンド地区において、現在の地下の賑わいに加えて、地上における人中心の公共空間の実現に向けた検討を行う。

(2) 業務内容

1) 大阪駅前ダイヤモンド地区の公共空間形成における大きな方針に関する図表等の作成

○検討の対象区域(別紙1 参照)における公共空間形成の大きな方針(大阪駅前ダイヤモンド地区における公共空間の将来のあり方(ビジョン))を検討するにあたり、本市より提供する検討内容を基に当該方針に記載する図表等(平面的なイメージ、空間断面イメージ、維持管理スキームの概念図、現状の交通状況(人、車など)、付近の地下街をイメージ化した図面、地上と地下のつながりが分かる図面ほか)を10 例程度作成すること。

2) 将来の自動車交通による影響の分析

○対象区域における公共空間の再編による将来の交通流動への影響を整理するとともに、交通処理を円滑に行うための対策案の検討を行う。交通流動の影響整理及び対策案の検討は3 パターン程度を想定している。検討する公共空間の再編案については、3) での検討を参考に本市と協議の上、決定する。

検討にあたっては下記に示す手順にて実施する。

- ① 本市より現況の自動車交通量や交差点需要率を提供
- ② 交通流動変化の整理（手配分）
- ③ 将来の交通量の整理（周辺の開発による交通量に関するデータを本市より提供）
- ④ 断面交通量、交差点需要率の検討（現況の確認→将来影響、対策検討）

※④において実施する交差点需要率の対象交差点は、別紙２の範囲にある交差点を基本の対象とし、市と協議の上、決定する。

※なお、自動車交通による影響の分析において補完現況調査が必要な場合、詳細を本市と協議のうえ実施するものとする。

３）公共空間の整備イメージ案の作成

○対象区域（別紙１参照）において、２）で検討した地区内外にて自動車交通影響を及ぼさない（影響対策による改善含む）条件を前提に、地区の公共空間を歩行者空間化するなどの合意形成を関係者と図ることや、将来のあり方の検討を目的とし、整備イメージ案を３パターン作成すること。

＜整備イメージ案の作成＞

発注者より提供するデータを背景に、歩行者空間化などの公共空間形成による将来の整備イメージ案として、平面図及び断面図を市と協議の上３パターン作成する。なお、空間については、道路構造令などの一定の根拠に基づくこととするが、設計を行うものではない。また、公共空間化した空間の利活用に関する詳細については、本市と協議して定めることとする。なお、現況のデータ（駐車場の出入口など）は発注者より提供する。

※整備イメージ案の作成においては以下の点に留意すること。

- ・既存の道路内施設（地下街の出入口・植栽など）の移設または廃止
- ・既存の沿道建物の自動車アクセス機能（車寄せ・搬出入車両への影響など）
- ・公共空間形成後の維持管理費用（交通警備員配置の要否など）
- ・公共空間形成後の整備空間の利活用の方法
- ・地区内歩行者の流動

４）公共空間形成後の維持管理スキームの検討

○３）において作成した整備イメージ案をふまえ、整備後の維持管理計画を作成する。

想定される維持管理計画の内容は以下に示すとおりとなる。

- ・将来の維持管理にかかる費用の算出
- ・収入確保案の作成（広告収入（デジタルサイネージ・バナー）、イベント収入など）
※収入については、関係事業者へのヒアリングを行うものとする。
- ・収支計画の作成
- ・維持管理の法的手法の整理
- ・支出削減方策の検討
- ・公共再編空間の利活用における運用ガイドライン案

５）社会実験計画の作成（実施計画の計画案）

○３）において作成した整備イメージ案をもとに、段階的な公共空間形成の実施にあたり必要となる以下の社会実験について、整備イメージ案の２パターン以上を対象とし、その実施計

画案を作成する。

- ・交通影響（自動車（来訪、自社、荷捌き）、歩行者流動）に関する社会実験
- ・歩行者空間の利活用に関する社会実験

○実施計画案の作成にあたっては、実験時の交通規制や平面配置、費用の概算、交通状況調査計画（事前、実験中、事後）などを整理することとし、警察協議などの関係者協議において必要となる詳細図面等は、本業務の対象外とする。

※社会実験計画の対象とする整備イメージ案は、発注者と協議の上、決定する。

6) 参考事例の調査・ヒアリング

○大阪駅前ダイヤモンド地区において空間形成を実施するにあたり、参考となる他都市事例を3例以上調査すること。なお事例の選定にあたっては、空間形成を進めるうえで社会実験及び空間形成を段階的に実施した事例を1例以上含めること。

○また、事例調査にあたっては、社会実験の実施にあたって必要となる関係者との合意形成手法及び空間形成によってエリア価値が向上した事例の調査を目的に、関係者へのヒアリングを2者以上実施し、事例調査をまとめる際にはヒアリング内容も踏まえて整理すること。

7) 三次元空間モデルの更新

○別紙1の範囲において、整備前の空間再現および、3)で作成する公共空間の整備イメージ案をもとに、将来イメージを三次元空間モデルとして作成する。なお、モデルの作成にあたっては、発注者において作成している三次元空間モデルをベースとして更新を行うこと。モデル化する内容については下記のとおりを想定しており、詳細については発注者と協議のうえで決定する。

① 作成するデータ

ア) 3Dモデルデータ

イ) 作成したデータを含む閲覧用VRソフトウェア

なお、データや閲覧用VRソフトウェア要件については別紙3を参照すること。

② 作成するデータの内容

3)で作成する公共空間の整備イメージ案をもとに公共空間形成後のイメージを3パターン作成する。別紙4を参考に、公共空間及び公共空間から見える建物側の情報を3次元データ化する。ただし、詳細については、本市との協議の上決定する。

ア) 道路空間

車道及び歩道の路面、路面標示、地下街などの出入口、その他地上機器、駐輪場、照明柱、植栽（樹木）、ベンチなど

イ) 建物空間

道路から見える建物、構造物の形状（外観、エントランス、庇など）

③ 作成するデータの種類

ア) 大阪駅前ダイヤモンド地区周辺整備前の空間（別紙1）

イ) 3)の大阪駅前ダイヤモンド地区周辺整備後の空間

(人中心の公共空間形成に向け、車道の歩道化、植栽、ベンチ、テーブル等を配置する。
具体的な内容については、本市と協議の上決定する。)

④ 主な作成方法

○主な作成の手法については、以下の通りとし、これに寄らない場合は、同等の品質が確保される場合は、本市と協議の上変更することができる。

ア) 発注者から提供するデータを基本とする

イ) 道路空間及び沿道建物の外観を現地で写真撮影などの踏査を実施し、3 次元的な空間の補正及び外観を作成する。なお、外観の作成に当たっては、撮影した写真を活用する。

⑤ 留意事項

○作成するデータのレイヤなどについては、大阪市と協議の上決定する。

8) 関係者との会議・打ち合わせ等の資料作成及び会議運営補助

○公共空間形成の検討に関する関係者との会議、打ち合わせ等を想定し、会議開催の補助を行う。作業については、以下の内容を想定しており、詳細については発注者と協議の上、決定する。

- ・ 会議等の資料の印刷
- ・ 議事録、議事要旨等の資料作成
- ・ 必要に応じて、開催に係る会場の手配および進行補助

※会議等の詳細な内容や進めかたについては、発注者との協議の上で決定する。

※関係者間での会議等については、最大2回程度を想定している。

9) 報告書の作成

1) ～8) の内容を報告書としてとりまとめる。

報告書は以下のとおりとし、その帰属についてはすべて発注者の所有とする。

- (1) 報告書 (A4 判) 2 部
- (2) 報告書の概要版 2 部
(報告書の概要を A4 判または A3 判 2 ～ 3 枚程度にまとめたもの)
- (3) その他、業務によって得られた資料一式
- (4) 上記 (1) ～ (3) の電子データ (CD-R もしくは DVD-R) 2 部

【注意事項】

※電子データの形式は、Microsoft Word, Excel, PowerPoint を標準とし、これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、使用したウイルスソフト及びウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果物については、できる限り再生紙を使用すること。

10) 打ち合わせ協議

着手時、中間（1回）、成果品納入時の計3回。

(3) 業務にあたっての留意事項

業務にあたっては、発注者より過年度の成果物の貸与を行う。

3 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模（契約上限額）

金 19,679,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 費用支払

前項に定めた履行期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別紙「(イ) 業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要項の記載内容及び受注者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

(5) 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1部）
- ・業務実施計画書及び工程表（1部）
- ・管理技術者通知書（1部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（1部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（1部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書（2部）
- ・報告書概要版（2部）
（報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROMもしくはDVD-ROM（2部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(6) 契約期間

契約日から令和9年3月26日（金）

4 再委託等の禁止

- (1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
(主たる部分)
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置

を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (4) 令和8・9・10 年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて
種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」
で入札参加資格を有していること
(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有
していること。)
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特
別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は
他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- (6) 関係会社の参加制限
当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、その
うちの1者しか参加できないものとする。
- ①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同
じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社
（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会
社である場合を除く。
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は
民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会
社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

- (ア) 令和8年度 大阪駅前における人中心の公共空間形成にかかる検討調査業務委託募集要
項（公募型プロポーザル）
- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式1～5）
- (ケ) 過年度業務報告書資料の開示に関する誓約書

②交付書類交付期間

令和8年7月13日（月）～7月27日（月）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

③交付書類交付場所等

- 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課
- ・大阪市ホームページ

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >
「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >
「プロポーザル方式等発注案件」 > 「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

（２）参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受注者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

①提出書類

「６（１）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「５ 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正１部

③提出期間

令和８年７月１３日（月）～７月２７日（月）午後５時３０分（必着）

（本庁開庁日 午前９時～午後５時３０分（午後０時１５分～午後１時を除く））

④提出方法および提出場所

持参もしくは郵送にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

大阪市役所 本庁舎７階 計画調整局計画部都市計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和８年７月３０日（木）

（３）受注者の決定

「６（２）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「６（１）①交付書類」のうち（ク）を提出すること。

②提出部数

９部（正１部、写し５部、審査用３部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書の電子データ一式を保存したＣＤ－ＲＯＭもしくはＤＶＤ－ＲＯＭを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用３部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和8年8月5日（水）～8月19日（水）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。
なお、プレゼンテーションは、提案書を審査委員へ配付したうえで、提案書をモニターへ映写しながら行うこととする。（映写に用いるモニターおよび提案書データを格納したPCについては、本市にて用意する。）

（ア）日 時 令和8年9月2日（水） ※開始時刻は別途通知

（イ）場 所 計画調整局 会議室（大阪市役所本庁舎） ※場所の詳細は別途通知

（ウ）説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、業務実施計画、テーマに対する技術提案（選定基準参照）を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、テーマに対する技術提案（小計80点）の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が合計点数60点以上を満たさない場合は理由を明らかにし、受注者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

（ア）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

（イ）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

（ウ）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

（エ）提出書類に虚偽の記載を行うこと

（オ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、令和8年9月9日（水）（予定）に全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

（４）本公募に関する質問等について

①質問について

（ア）提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和8年7月13日（月）～7月21日（火） 午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

- ・提案書に関する事項について

令和 8 年 8 月 5 日（水）～ 8 月 12 日（水） 午後 5 時 30 分（必着）
（本庁開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く））

（イ）提出方法

- ・書面、FAX またはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：令和 8 年度 大阪駅前における人中心の公共空間形成にかかる検討調査業務委託」とし、FAX かメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

（ウ）受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7 階 計画調整局計画部都市計画課
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
電話番号：06-6208-7874
FAX 番号：06-6231-3751
メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和 8 年 7 月 24 日（金）（予定）に大阪市ホームページに掲載する。
掲載ページ：「産業・ビジネス」＞「入札契約情報」＞
「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」＞
「プロポーザル方式等発注案件」＞
「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」
- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して 3 日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

（５）過年度業務報告書の閲覧について

提案書の作成にあたっては、過年度業務報告書の閲覧を可能とする。なお、閲覧希望の際は、事前に電話又はメールにて担当へ連絡すること。また、閲覧時に過年度業務報告書資料の開示に関する誓約書（ケ）を提出すること。

＜閲覧場所＞

場所：大阪市役所 本庁舎 7 階 計画調整局計画部都市計画課
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
電話番号：06-6208-7874
FAX 番号：06-6231-3751
メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

＜閲覧期間＞

令和 8 年 7 月 13 日（月）～令和 8 年 8 月 19 日（水）
（本庁開庁日 午前 9 時～午後 5 時 30 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く））

7 その他の留意事項

- （１）参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- （２）メール・FAX による提出書類の受付は行わない。

- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5 日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4 判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
- ＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
- ＜時 間＞ 午前9 時から午後5 時30 分まで（午後0 時15 分～午後1 時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5 日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4 判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
- ＜場 所＞ 提案書提出場所に同じ
- ＜時 間＞ 午前9 時から午後5 時30 分まで
（午後0 時15 分～午後1 時を除く）
- (7) (4) 及び(6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5 日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。
- ＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ
- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。
- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

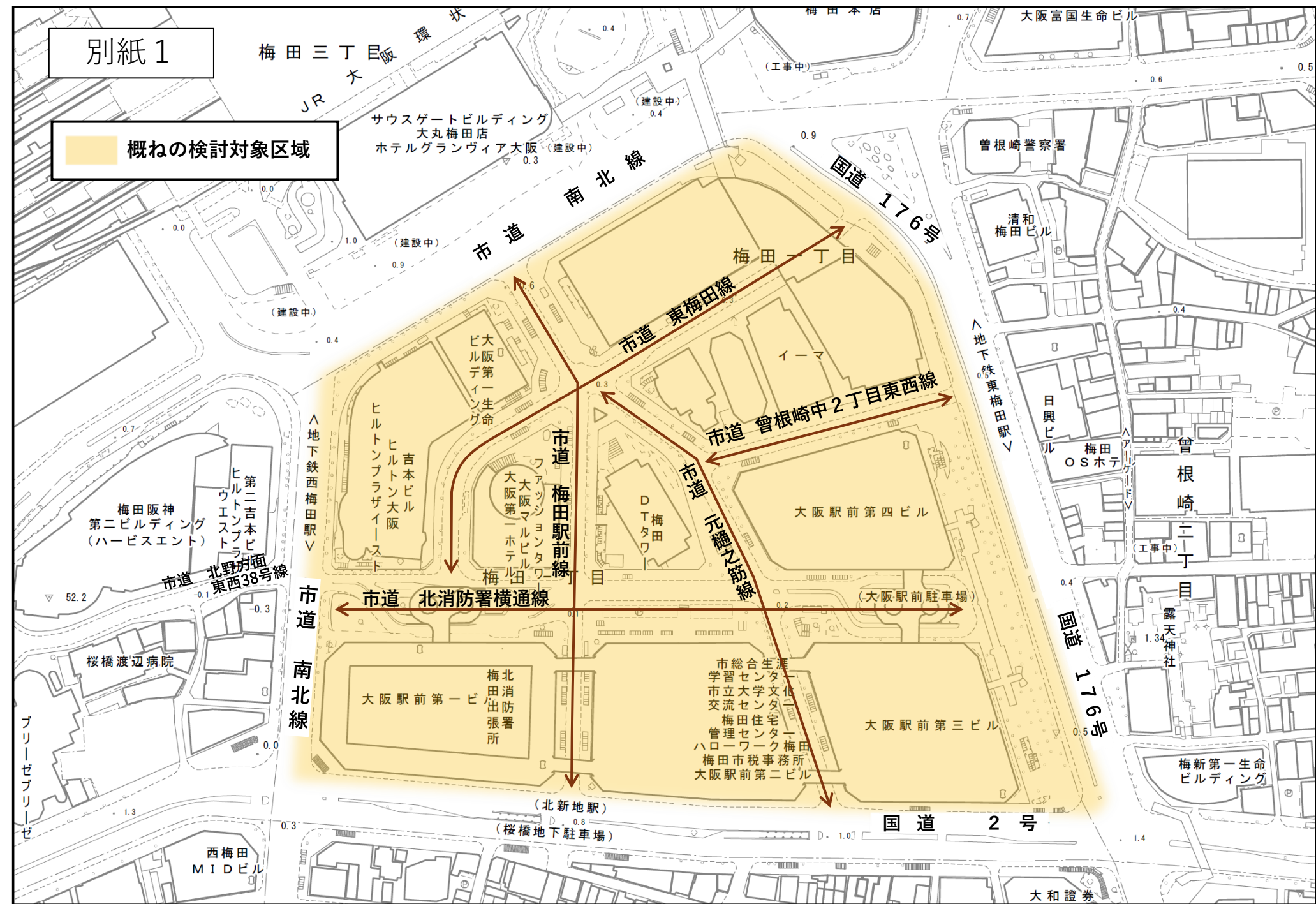
■選定基準

評価項目		基準		配点	
業務実施体制	実施体制の的確性	同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。		10	20
	管理技術者	同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。		5	
業務実施計画		実施方針や実施手順の妥当性を評価する。		5	
テーマに対する技術提案	テーマ1	合理性	【他都市事例】 大阪の新しいシンボルエリアとして人が憩える空間づくりの実現に向け、大阪駅前ダイヤモンド地区において公共空間形成の検討を行うにあたり留意すべき事項を示した上で、道路空間再編を行っている他都市の事例を参考となる理由とともに提示すること。	15	80
		実現性	また、事例を踏まえた大阪駅前ダイヤモンド地区の空間内での展開内容についても提案すること。 なお、参考事例は大阪市外の事例とし、以下の2つの条件についてそれぞれ提示すること。 ・全面歩行者空間化（車道なし） ・車道を一部残した歩行者空間化	15	
	テーマ2	提案力	【社会実験計画の作成】 「交通影響」および「歩行者空間の利活用」に関する社会実験について、社会実験を段階的に実施することを想定し、「交通影響」、「利活用」それぞれの社会実験計画について2.(2).2)将来の自動車交通による影響の検討結果の反映プロセスを含め、提案すること。 提案にあたっては、特徴の異なる複数パターンの整備イメージ案を対象に提案することを可能とする。 ただし、提案数を評価するものではなく、提案内容について評価を行うものとする。	15	
		実現性	提案内容が、大阪駅前ダイヤモンド地区の道路再編における課題等を踏まえたうえで、魅力的な公共空間形成に資する優れたものであるかを評価する。	15	

	テーマ3	合理性	【再編後の空間の管理運営スキーム案】 テーマ2での提案内容を踏まえ、再編した道路空間における民間活力を活かした自立的な維持管理・運営スキーム案を提案すること。	提案内容が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた合理的なものであるかを評価する。	10	
		実現性		提案された管理運営スキーム案が、大阪駅前ダイヤモンド地区の地域特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	10	
計						100

別紙 1

概ねの検討対象区域



☐ 検討対象範囲



■利用する VR については以下の要件を満たすものとし、本市と協議して決定する

○VR ソフトの基本的要件

- ①制作されたVRはWindows及びMacOSX環境にて起動できること
(成果品のVRコンテンツは、下記のWindows環境で正常に動作するよう、動作確認を行うこと。)
- ②OS: Windows10、CPU: Intel Core i5-8500 以上、RAM: 4GB 以上、ビデオコントローラ: Intel-UHD630 程度のスペックにて、30FPS の動作性を確保できること。
- ③VR の形式: EXE 形式
- ④3次元CADデータの形式: FBX 形式
- ⑤VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ⑥利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ⑦スタンドアロン（インターネット非接続状態）で、下記(1)(2)全機能が利用できること
- ⑧CDROMもしくはDVDROM1枚に収まる程度のデータ容量で、インターネットなどを經由して関係各所に容易に配布できること
- ⑨データ活用の観点からBIM・CIM連携は可能であることとするが、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツで作成すること
- ⑩関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的にできること

○VR ソフトのインターフェースの機能

(1) 空間レビュー性能

- ①全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者視線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ②計画案（複数）を入れ替え対比させる比較検討機能
- ③空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配列した樹木や建物ボリュームを次回起動時に再現できる機能
- ④VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- ⑤対象地域における日影の動的变化を連続的に表示できる機能

(2) プレゼンテーション性能

- ①説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能（ハイパーリンク）
- ②定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ③上記の重要視点場を、VR画面上の任意の場所にて、設定、記録、保存できる機能
- ④VR画面上の任意の点をクリックすると、自動的にVR上の視点がクリックした地点に移動できる機能
- ⑤VR画面上の視野角及び視点の高さを、自由に設定できる機能
- ⑥シナリオのあるプレゼンテーションに対応するアニメーション機能およびそのルートの設定機能
- ⑦VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同一画面上に表示できる機能
- ⑧任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ①将来的な事業内容のパブリシティへの展開を見据えた、AR技術などによる拡張性（スマートフォンやタブレット、スマートグラスでの動作を想定）

